

～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける個人事業主を応援します～

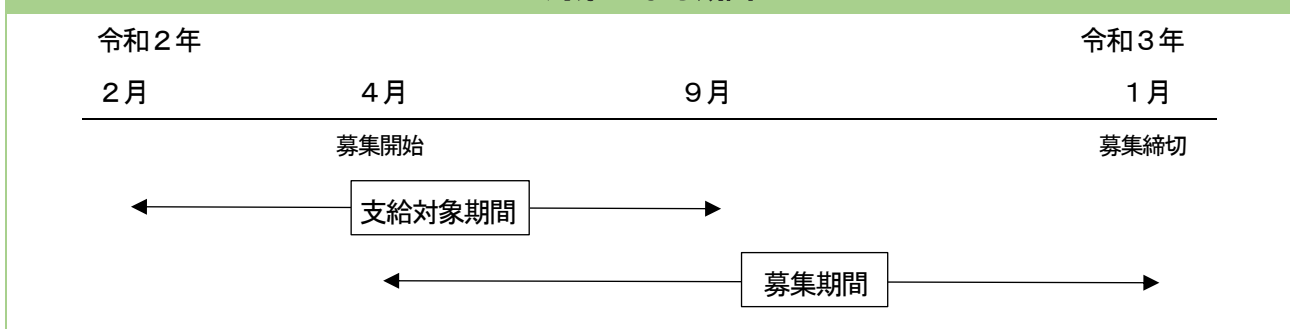
公募期間

令和3年1月29日（金）必着

補助の概要

支給対象事業	日立市休業支援金交付事業
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校の臨時休業等に対応した保護者である個人事業主 ■ 申請時点において本市内に事業所等を有する方 ■ 雇用保険被保険者、労働者を使用する事業主及び公務員でないこと ■ 申請時点において、本市の市税に未納のある方（納税の猶予の特例対象者を除く）、暴力団関係者は対象外
支給要件	■ 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支給決定を受けた方
支給対象期間	令和2年2月27日から令和2年9月30日まで
支給額	4,100円/日（定額）
限度日数 （支給対象日数）	25日間

対象となる期間



申請に必要な書類

- 様式第1号-1 令和2年度日立市休業支援金（業務受託型）交付申請書
- 様式第2号-1 交付申請算出シート（業務受託型）
- 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」支給決定書の写し
- 申請者の本人確認ができる資料
- 振込先口座が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

申請に関する注意事項

- 1 支給対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 2 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 3 支給対象要件の確認のための実態調査（書面・口頭・事業所及び自宅立入検査等）を実施する場合があります。
- 4 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の内容に変更があった場合、本支援金の内容を変更する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働係 担当：中村、根田

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294-22-3111（内線429）

IP：050-5528-5104

Eメール：koyo@city.hitachi.lg.jp

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/004/002/p084848.html>

